板橋区知的障がい者区型グループホーム入居者援護事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、就労している知的障がい者（通所授産施設等を利用している者を含む。以下同じ。）に対し、知的障がい者区型グループホーム（以下「区型グループホーム」という。）の利用を通して日常生活における援護及び指導を行い、地域社会における自立生活の助長を図ることを目的とする。

（援護等の内容）

第２条　区型グループホームは、知的障がい者の生活の場であって、次の各号に定める支援及び指導を行う。

⑴　食事の提供

⑵　健康の管理

⑶　対人関係

⑷　金銭管理

⑸　前各号に掲げる他日常生活に必要な事項

（運営主体）

第３条　区型グループホームは、板橋区が指定する、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に定める公益法人及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に定める社会福祉法人並びに同種の事業を営む団体（以下「団体」という。）が運営するグループホームをいう。

（入居対象者）

第４条　区型グループホームに入居できる知的障がい者（以下「入居対象者」という。）は、満 15 歳以上であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　身辺の処理ができ、社会的自立意欲のある者

⑵　伝染病の疾患を有しない者

⑶　入院治療を要しない者

⑷　区型グループホームの運営上支障のある行動を有しない者

（所管福祉事務所）

第５条　入居対象者の区型グループホームの入居に係る事務は、その者の居住地を管轄する福祉事務所の長（東京都板橋区の福祉に関する事務所設置条例（昭和 40 年東京都板橋区条例第 10 号）に定める福祉に関する事務所の長。以下「福祉事務所長」という。）が行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、知的障がい者援護施設及び知的障がい者通勤寮入所中の入居対象者の事務は、その者が知的障がい者援護施設及び知的障がい者通勤寮入所前に有していた居住地又は現在地を管轄する福祉事務所長が行うものとする。

（設置基準）

第６条　区型グループホームの設置基準については、次の各号に掲げる基準によるほか、入居者の保健衛生及び安全確保に留意し、第１条の目的が十分に達成されるよう配慮するものとする。

⑴　設備の専用

区型グループホームの設備は、専ら当該区型グループホームの用に供するものでなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がないときはこの限りではない。

⑵　設備の基準

区型グループホームの設備の基準は、次のとおりとする。

ア　地階に設けてはならないこと。

イ　居室の基準

（ア）１室の定員は、１人又は２人を原則とすること。

（イ）入居者１人当たりの床面積は、１人用居室にあっては7.4平方メートル（4.5畳）、２人用居室にあっては、9.9平方メートル（６畳）以上とすること。

（ウ）入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

（エ）居間、食堂等入居者が相互に交流することができる場所が確保されていること。

（オ）入居者のプライバシーが、尊重されるものであること。

ウ　防災について十分考慮すること。

⑶　居住環境

区型グループホームの居住環境は、知的障がい者の生活に適当であること。

⑷　世話人の配置等

ア　区型グループホームには、世話人を配置しなければならない。

イ　世話人は、区型グループホームを運営する団体と委託契約又は雇用契約を結んだものであること。

ウ　世話人は、知的障がい者の福祉増進に対する熱意及び数人の知的障がい者の日常生活を適切に援助する能力を有する者であって、入居者の処遇に支障がないときを除き、専ら区型グループホームの職務に従事できるものでなければならない。

エ　区型グループホームの世話人が引き受ける入居者数は、原則として世話人１人につき４人を限度とする。

⑸　食事の提供等

ア　食事は、食品の種類及び調理法について、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮して、提供されなければならない。

イ　調理及び配膳は、衛生的に行わなければならない。

ウ　食品の保存に当たっては、腐敗又は変質のないよう適切な措置を講じなければならない。

（運営団体の指定）

第７条　区が、区型グループホームを運営する団体を指定するときは、次の各号に定める手続きを行うものとする。

⑴　指定を受けようとする団体は、区型グループホーム指定申請書（別記第１号様式）を区長に提出しなければならない。

⑵　前号による申請を受けたときは、区長は、区型グループホームの設置状況等について調査を行い、前条の設置基準に適合していると認めた場合には区型グループホーム指定通知書（別記第２号様式）を、設置基準に適合していると認められない場合には区型グループホーム指定申請却下通知書（別記第３号様式）を当該団体に送付するものとする。

（届出）

第８条　区型グループホームを運営する団体は、区型グループホームを開設し、廃止し、又は設置内容を変更するときは、区型グループホーム開設・変更・廃止届（別記第４号様式）を区長に提出しなければならない。

（利用申請）

第９条　区型グループホームに入居しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用申請書（別記第５号様式）により第５条に定める福祉事務所長に申請しなければならない。

（家賃の助成等）

第 10 条　区長は、区型グループホームの入居者の所得に応じて、入居者が支払った家賃の額の一定額を別表第１の基準により助成することができる。

２　前項の規定にかかわらず、生活保護受給者は助成の対象から除くこととする。

３　家賃の助成を受けようとする者は、家賃助成申請書（別記第６号様式）により区長に申請しなければならない。

（入居の決定等）

第 11 条　区長は、第９条及び前条の申請を受けた場合、次の各号に定める手続きをとるものとする。

⑴　審査及び意見の聴取

申請者の区型グループホームへの入居の適性について審査する。

⑵　入居決定

ア　申請者の区型グループホームへの入居を適当であると認めるときは、区型グループホームを運営する団体（以下「運営主体」という。）に対し利用委託依頼書（別記第７号様式）により委託を依頼し、運営主体の受託があったときは、利用承認通知書（別記第８号様式）により申請者に通知する。

イ　申請者の区型グループホームへの入居を不適当であると認めるときは、利用不承認通知書（別記第９号様式）により申請者に通知する。

⑶　家賃助成

前条第２項の申請者に対する家賃の助成を適当であると認めるとき、又は所得額が基準を超えるため不適当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（別記第 10 号様式）を申請者に送付する。

(4) 家賃助成の請求書受領

申請者は、区長に請求書（別記第 11 号様式）を提出して行うものとする。

（運営主体の受託業務）

第 12 条　運営主体は、区長から委託を受けたときは、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

（退所）

第 13 条　区長は、入居者が第４条に掲げる要件を欠くに至ったときは、運営主体の意見に基づき十分な審査を行い、その利用委託を解除することができる。

（報告）

第 14 条　区長は、必要があるときは、運営主体に対し、入居者の生活状況等について知的障がい者グループホーム利用状況報告書（別記第 12 号様式）により報告を求めることができる。

２　区長は、必要があるときは、団体に対し、グループホームの経理状況について知的障がい者グループホーム経理状況報告書（別記第 13 号様式）により報告を求めることができる。

（入居者の自己負担）

第15条　入居者は、運営主体が別に定める区型グループホームの家賃、光熱水費、食材費、日用品その他の必要経費を負担するものとする。

（費用の助成）

第16条　区長は、第２条による援護及び指導に要する費用について別表第３により、運営主体に対し、助成するものとする。

付　則

（適用年月日）

1　この要綱は、昭和 55 年４月１日から適用する。

（適用の特例）

2　この要綱適用の際、既に法人の運営する生活寮を利用している者であって利用前通勤寮に入所していた者については、通勤寮入所中の者と見なしてこの要綱を適用する。

付　則

1　この要綱は、昭和 62 年 11 月１日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成元年４月１日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成２年７月１日から適用する。

2　この要綱適用の際、既に利用している生活寮の設置基準については、なお従前の例による。

付　則

1　この要綱は、平成３年４月１日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成７年４月１日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成 11 年４月１日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成 12 年６月７日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成 16 年４月１日から適用する。

付　則

1　板橋区知的障がい者グループホーム入居者援護事業実施要綱の全部を改正する。

2　この要綱は、平成 19 年７月２日から施行し、平成 19 年４月１日から適用する。

付　則

1　この要綱は、平成 23 年 10 月１日から適用する。

付　則（令和３年４月 20 日決定）

1　この要綱の一部改正は、決定日から施行する。

2　この要綱の施行の際、改正前の板橋区知的障がい者区型グループホーム入居者援護事業実施要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

別表第１

区分	入居対象者の所得額	家賃の助成額
１	月額　73,000 円未満	全額（ただし、月額 34,000 円を限度とする。）
２	月額　73,000 円以上 月額　97,000 円未満	半額（ただし、月額 22,000 円を限度とする。）

１　所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものは除く。）から必要経費を控除した額とする。

２　収入は、次のものをいう。

(1)　所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 26 条第１項に定める不動産所得、第 28 条第１項に定める給与所得及び第 33 条第１項に定める譲渡所得

(2)　児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第３条第２項に定める公的年金給付

(3)　国及び地方公共団体が支給する各種手当、交通費給付

３　収入として認定しないものは、次のものをいう。

地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者１人につき 17,000 円以内の額（月額）

４　必要経費は、次のものをいう。

(1)　社会保険料

(2)　所得税

(3)　地方税

(4)　交通費

(5)　２の収入から３を差し引いた額を基に、別表第２「基礎控除額表」から算出された額

備　考

月の途中において、入居を開始又は退所した月の助成額は、入居を開始又は退所した日を含めて、日割計算によるものとする。

別表第２

基 礎 控 除 額 表

（単位：円）

収入金額（月額）別区分	控除額
0 ～ 8,000	0～8,000
8,001 ～ 8,339	8,001～8,339
8,340 ～ 11,999	8,340
12,000 ～ 15,999	9,030
16,000 ～ 19,999	9,720
20,000 ～ 23,999	10,410
24,000 ～ 27,999	11,100
28,000 ～ 31,999	11,780
32,000 ～ 35,999	12,470
36,000 ～ 39,999	13,160
40,000 ～ 43,999	13,850
44,000 ～ 47,999	14,540
48,000 ～ 51,999	15,220
52,000 ～ 55,999	15,910
56,000 ～ 59,999	16,600
60,000 ～ 63,999	17,290
64,000 ～ 67,999	17,980
68,000 ～ 71,999	18,660
72,000 ～ 75,999	19,350
76,000 ～ 79,999	20,040
80,000 ～ 83,999	20,730

収入金額（月額）別区分	控除額
84,000 ～ 87,999	21,420
88,000 ～ 91,999	22,100
92,000 ～ 95,999	22,570
96,000 ～ 99,999	22,940
100,000 ～ 103,999	23,220
104,000 ～ 107,999	23,510
108,000 ～ 111,999	23,800
112,000 ～ 115,999	24,080
116,000 ～ 119,999	24,370
120,000 ～ 123,999	24,660
124,000 ～ 127,999	24,940
128,000 ～ 131,999	25,230
132,000 ～ 135,999	25,520
136,000 ～ 139,999	25,800
140,000 ～ 143,999	26,090
144,000 ～ 147,999	26,370
148,000 ～ 151,999	26,660
152,000 ～ 155,999	26,950
156,000 ～ 159,999	27,280
160,000 ～ 163,999	27,550
164,000 ～ 167,999	27,890

収入金額（月額）別区分	控除額
168,000 ～ 171,999	28,090
172,000 ～ 175,999	28,380
176,000 ～ 179,999	28,750
180,000 ～ 183,999	28,950
184,000 ～ 187,999	29,240
188,000 ～ 191,999	29,530
192,000 ～ 195,999	29,810
196,000 ～ 199,999	30,240
200,000 ～ 203,999	30,380
204,000 ～ 207,999	30,670
208,000 ～ 211,999	31,000
212,000 ～ 215,999	31,240
216,000 ～ 219,999	31,530
220,000 ～ 223,999	31,820
224,000 ～ 227,999	32,100
228,000 ～ 231,999	32,390
232,000 ～ 235,999	32,680
236,000 ～ 239,999	32,960
240,000 ～	33,190

別表第３

運営主体の区分	利用委託費
(1)東京都以外の地方公共団体が実施する板橋区障がい者グループホーム等支援事業実施要綱と同種の事業において、当該地方公共団体から設置費等の補助を受け、その指導、監督を受けている団体	当該地方公共団体が定めた運営費に関する補助金（委託料）基準額に準じて区長の定める額
(2)（1）以外の運営主体	月額　１人あたり 89,000 円

備考

月の途中において、利用委託を開始又は廃止した月の委託費の額は、利用委託を開始又は退所した日を含めて、日割計算によるものとする。

第1号様式（第7条関係）

知的障がい者区型グループホーム　指定申請書

年　　月　　日

（宛先）板　橋　区　長

（運営主体）

板橋区知的障がい者区型グループホーム入居者援護事業実施要綱に定める知的障がい者区型グループホームを運営するものとして当福祉団体を指定願いたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1　知的障がい者区型グループホーム設置状況書（別紙）

2　福祉団体の設立趣意書

3　前年度収支決算書

（別紙）

知的障がい者区型グループホーム設置状況書

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">最　寄　駅</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>世話人氏名</td><td colspan="2"></td><td>生 年 月 日</td><td></td></tr>
<tr><td>世話人住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">規　　模</td><td>形　　態</td><td colspan="3">1 独立家屋・個人住宅・民間アパート・その他
2 構造　　・全体規模　　㎡
3 施設所有者
住所</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td colspan="3">1 利用人員　　人
2 部屋数　　畳　　室
3 収納設備　（ 有 ・ 無 ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入居者1人当たり自己負担金額</td><td>家　　賃
食　　費
共 益 費
そ の 他</td><td>月額　　円
月額　　円
月額　　円
月額　　円
合計　　円</td><td>設立年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>

（注）1 案内図及び家屋平面図並びに世話人の履歴書を添付してください。

2 設置状況書は、運営する知的障がい者グループホームごとに作成してください。

第2号様式（第7条関係）

第　　号
年　月　日

知的障がい者区型グループホーム指定通知書

（運営主体）
様

板 橋 区 長

貴団体が　年　月　日付で提出された知的障がい者区型グループホーム指定申請書について審査した結果、板橋区知的障がい者区型グループホーム入居者援護事業実施要綱に適合した知的障がい者区型グループホームとして認めましたので、下記により指定します。

記

1　知的障がい者区型グループホームの名称

2　知的障がい者区型グループホームの所在地

3　指定年月日

第3号様式（第7条関係）

第　　号
年　月　日

知的障がい者区型グループホーム指定申請却下通知書

（運営主体）
様

板 橋 区 長

貴団体が　年　月　日付で提出された知的障がい者区型グループホーム指定申請について、下記の理由により却下します。

記

第4号様式（第8条関係）

知的障がい者区型グループホーム　　開 設　・　変 更　・　廃 止

年　　月　　日

（宛先）板 橋 区 長

（運営主体）

知的障がい者区型グループホームを 開設 ・ 変更 ・ 廃止しますので、次のとおり届けます。

<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">最寄駅</td><td></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>世話人氏名</td><td colspan="2"></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>世話人住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">規　　模</td><td>形　　態</td><td colspan="3">1 独立家屋・個人住宅・民間アパート・その他
2 構造　　・全体規模　　㎡
3 施設所有者
住所</td></tr>
<tr><td>利用人員</td><td colspan="3">1 利用人員　　人
2 部屋数　　畳　　室
3 収納設備　（ 有 ・ 無 ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">入居者1人当たり自己負担金額</td><td>家 賃
食 費
共益費
その他</td><td>月額　　円
月額　　円
月額　　円
月額　　円
合計　　円</td><td>設立年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>備　　考</td><td></td></tr>
</table>

（注） 1 案内図及び家屋平面図並びに世話人の履歴書を添付してください。

2 廃止の場合は、理由書を添付してください。

第5号様式（第9条関係）

利 用 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）板 橋 区 長

（申請者）

氏名

知的障がい者グループホームに入居したいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日 生　　歳</td><td>性　　別</td><td>男 ・ 女</td></tr>
<tr><td>日中活動の場等連絡先</td><td colspan="3">（名称）　　（電話）
（所在地）
（その他）</td></tr>
<tr><td>家族状況
家庭環境</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>入居理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第6号様式（第10条関係）

家 賃 助 成 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）板 橋 区 長

（申請者）

氏名

知的障がい者グループホームの家賃助成を受けたいので、次のとおり申請いたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者</td><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日 生　　歳</td><td>性　　別</td><td>男 ・ 女</td></tr>
<tr><td rowspan="2">グループホーム</td><td>名　　称</td><td></td><td>運 営 主 体</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td></td><td>入 居 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">収入状況等</td><td colspan="2">収　入　額</td><td colspan="2">控　除　額</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td>家賃</td><td colspan="4">円</td><td></td></tr>
</table>

（注）1　給与支給明細書又は工賃支払明細書等を添付すること。

　　2　家賃領収書を添付すること。

第7号様式（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

利 用 委 託 依 頼 書

（運営主体）
様

板 橋 区 長

このたび、次の者を知的障がい者グループホームに入居させたいので依頼いたします。

<table>
<tr><td rowspan="3">入居申請者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2"></td><td>性　別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>日中活動の場等連絡先</td><td colspan="4">（名称）　　（電話）
（所在地）
（その他）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">扶養義務者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2"></td><td>性　別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2">（電話）</td><td>続　柄</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">入居希望グループホーム</td><td colspan="4">（名称）　　（所在地）</td></tr>
<tr><td colspan="2">入居希望年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">特 記 事 項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

担当者＿＿＿＿＿＿＿＿　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

第8号様式（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

利 用 承 認 通 知 書

（申請者）
様

板 橋 区 長

次のとおり、知的障がい者グループホームへの入居を承認したので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="3">入居者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日生　　歳</td><td>性　別</td><td>男 ・ 女</td></tr>
<tr><td rowspan="3">グループホーム</td><td>名　　称</td><td></td><td>電　話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>入居開始月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">入居者の費用負担額</td><td colspan="4">入居したグループホームの運営主体が決定した額とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">入居に際しての
注 意 事 項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第9号様式（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

利 用 不 承 認 通 知 書

（申請者）
様

板 橋 区 長

知的障がい者グループホームの利用申請について、次の理由により不承認とします。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日生　　歳</td><td>性　別</td><td>男 ・ 女</td></tr>
<tr><td colspan="2">不 承 認 理 由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第10号様式(第11条関係)

第　　号
年　　月　　日

家 賃 助 成 承 認 ・ 不 承 認 通 知 書

(申請者)
様

板 橋 区 長

知的障がい者グループホームの家賃助成については、次のとおり　承認　・　不承認　したので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日生　　歳</td><td>性　別</td><td>男 ・ 女</td></tr>
<tr><td rowspan="3">グループホーム</td><td>名　　称</td><td></td><td>運 営 主 体</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>入居年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">家　賃　月　額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">家 賃 助 成 月 額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">家賃助成開始年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第 11 号様式（第 11 条関係）

請　　求　　書

板　橋　区　長

請求金額　　￥　　円

ただし、グループホーム家賃助成費（　　年　　月分）として、上記金額を請求いたします。

年　　月　　日

グループホーム名

グループホーム住所

（ 援 護 住 所 ）

氏　　名

請　　求　　書

【 扶 助 費 分 ・ 負 担 金 分 】

板　橋　区　長

請求金額　　￥　　円

ただし、グループホーム家賃助成費（　　年　　月分）として、上記金額を請求いたします。

年　　月　　日

グループホーム名

グループホーム住所

（ 援 護 住 所 ）

氏　　名

第12号様式(第14条関係)

知的障がい者グループホーム利用状況報告書

年　　月　　日

(宛先)板 橋 区 長

(運営主体)

板橋区から委託を受けた知的障がい者グループホーム入居者の生活状況等について、次のとおり報告します。

年　　月分

入居者氏名			
生活寮名		グループホーム責任者氏名	
生活の状況			
健康状態	(通院) 有 ・ 無		
就労の状態	(就労先)		

収支の状況	収入		支出	
	項目	金額	項目	金額

預貯金額	円	連絡事項	

第13 号様式（第14条関係）

知的障がい者グループホーム経理状況報告書

年　　月　　日

（宛先）板　橋　区　長

（運営主体）

年度　知的障がい者グループホームの経理状況について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>グループホーム名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　　在　　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">板橋区から受託した入居者の氏名及び期間</td><td colspan="3">（　　月から　　月まで）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（　　月から　　月まで）</td></tr>
<tr><td colspan="2">項　　目</td><td colspan="2">金　額（円）</td></tr>
<tr><td>収
入</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>支
出</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">繰　越　金</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※　本様式については、グループホームごとに作成した収支決算書をもって代えることができる。